

八戸市告示第 2 5 6 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 21 日

八戸市長 熊谷 雄一

区分	事業者		事業所		変更年月日
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
変更前	株式会社グート	八戸市大字田面木字外久保12-5メゾンサイトウ102号室	オードリーナーステーション	八戸市新井田西三丁目18番4号リバーズワンD	令和7年7月1日
変更後				八戸市大字田面木字外久保12-5メゾンサイトウ102号室	